

第6期障害福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

睦 沢 町

目 次

第2章 第6期障害福祉計画

第1節 障害者総合支援法に基づくサービス内容.....	1
第2節 第6期障害福祉計画の基本方針.....	3
第3節 障害福祉サービスの利用状況と見込量.....	5
第4節 地域生活支援事業の利用状況と見込量.....	13
第5節 成果目標	24
第3章 第2期障害児福祉計画.....	26
第1節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本方針.....	26
第2節 障害児支援サービスの利用状況と見込量.....	30
第3節 成果目標	32
第4章 計画の推進にあたって.....	34

※陸沢町障害者計画（H30～R5）と一体となっている為、章立ては第2章からとなっています。

第2章 第6期障害福祉計画

第1節 障害者総合支援法に基づくサービス内容

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられます。「自立支援給付」は、法に基づいた基準で実施される事業で、「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体が実施するものです。

さらに「自立支援給付」は、「介護給付」「訓練等給付」「相談支援」「自立支援医療」「補装具」などに分けられます。

I 自立支援給付

● 介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

● 相談支援

- ・ 基本相談支援
- ・ 計画相談支援
- ・ 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

● 訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

● 自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療※

※実施主体は都道府県

● 補装具

Ⅱ 地域生活支援事業

● 必須事業

- ・ 相談支援機能強化事業
- ・ コミュニケーション（意思疎通）支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

● その他任意事業

- ・ 日中一時支援事業
- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 更生訓練費支給事業
- ・ 知的障害者職親委託制度
- ・ 自動車運転免許取得
/ 自動車改造助成事業

※ その他任意事業については、それぞれの地域の社会資源の状況・地理的条件・利用者の状況に応じて柔軟に実施した方が効率的・効果的であるとされているため、睦沢町で実施していない事業もあります。

第2節 第6期障害福祉計画の基本方針

障害福祉計画は、次の6つの基本方針に基づいて推進します。

基本方針1：自己決定の尊重と意思決定の支援及びサービス提供体制の充実

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、多様なニーズに対応できるよう、訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業の各サービスについて、専門職の確保や事業者の参入に努めながら、適正なサービス提供が行えるような体制を整備していきます。障害のある人の高齢化や重度化に対応できるよう、医療・福祉や、圏域7市町村との連携を強化し、医療的ケアに対応可能な事業所の誘致についても図っていきます。

基本方針2：入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所や入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応するため、地域にある資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備に努めます。

基本方針3：地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受けとめ、継続的に繋がり続ける相談支援とともに就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援を推進します。

基本方針 4：障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援するという観点から、障害児やその家族に対し、障害の疑いのある段階から積極的に支援できるように、多機関連携による支援体制の構築を図ります。また、様々なライフステージにおいて切れ目のない支援を行えるようライフサポートファイルの活用を推進します。

基本方針 5：障害福祉人材の確保

障害のある人の重度化・高齢化が進むなか、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供していくためには、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのために、専門性を高める研修の実施や多職種間の連携の推進を通して、関係者が協力して取り組むことのできる体制の構築を図ります。

基本方針 6：障害者の社会参加を支える取組

障害のある人が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表会などの多様な活動に参加する機会を確保するとともに、その活動の中で、障害のある人が個性や能力を発揮することや社会参加促進を図ります。

第3節 障害福祉サービスの利用状況と見込量

障害福祉サービスを「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の4つの分野ごとに見込みます。

1. 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

(1) 事業の概要

居宅介護	障害者（児）のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 実績と見込み

訪問系サービス	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
居宅介護 【障害者・障害児 の合算】	178	161	140	162	162	180	時間／月
	8	9	8	9	9	10	実人／月
重度訪問介護 【障害者・障害児 の合算】	0	0	0	0	0	0	時間／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月
同行援護 【障害者・障害児 の合算】	11 時間	11 時間	11 時間	11 時間	11 時間	11 時間	時間／月
	実 1 人	実 1 人	実 1 人	実 1 人	実 1 人	実 1 人	実人／月
行動援護 【障害者・障害児 の合算】	0	0	0	0	0	10	時間／月
	0	0	0	0	0	1	実人／月
重度障害者等 包括支援 【障害者・障害児 の合算】	0	0	0	0	0	0	時間／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月

(3) 見込量確保の方策

- ◆訪問系サービスについては、今後も利用の増加が見込まれるため、3 障害すべての障害に対応できる事業所やホームヘルパーの確保・育成を働きかけるとともに、周辺自治体と連携し、介護保険制度のサービス提供事業所も含めた新規事業所の参入を働きかけていきます。
- ◆重度訪問介護や行動援護、重度障害者等包括支援に関しては、過去に利用実績がなく、該当される方もいないため見込まないこととしましたが、対象者が限られるため、対象となる要件やサービスの内容について情報の周知を行い、サービスが利用しやすい体制を整えます。

2. 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所

（1）事業の概要

生活介護	常時介護等の支援が必要な障害のある人を対象に、主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用又は在宅就労等が見込まれる障害のある人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業などに雇用されることが困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 「A型（雇用型）」と「B型（非雇用型）」の類型があります。
就労定着支援	就業に伴う生活面（生活リズムや家計、体調管理等）の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人を対象に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 実績と見込み

日中活動系 サービス	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
生活介護	287	264	281	281	281	281	延人日／月
	17	17	17	17	17	17	実人／月
自立訓練 （機能訓練）	0	0	0	0	0	0	延人日／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月
自立訓練 （生活訓練）	0	0	0	6	6	6	延人日／月
	0	0	0	1	1	1	実人／月
就労移行支援	104	54	28	56	56	70	延人日／月
	8	5	3	4	4	5	実人／月
就労継続支援 （A型）	18	21	22	22	22	44	延人日／月
	1	2	1	1	1	2	実人／月
就労継続支援 （B型）	276	342	374	374	374	374	延人日／月
	23	23	24	24	24	24	実人／月
就労定着支援	1	1	1	1	1	1	実人／月
療養介護	91	92	123	123	123	123	延人日／月
	3	4	4	4	4	4	実人／月
短期入所 （福祉型） 【障害者・障害児 の合算】	57	42	30	55	55	60	延人日／月
	8	9	9	9	9	10	実人／月
短期入所 （医療型） 【障害者・障害児 の合算】	0	1	0	1	1	1	延人日／月
	0	1	0	1	1	1	実人／月

(3) 見込量確保の方策

- ◆地域での生活を進めていく上では、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、町内をはじめ、近隣市町村にあるサービス提供事業者のサービス提供移行時期を的確に把握し、利用希望者に事業者情報を提供していきます。
- ◆就労系事業所等に対し、障害者優先調達法による官公署による発注の方策を検討し、就労系事業所の運営強化や工賃向上に関する取組を支援します。

- ◆町では、町内の障害福祉サービス事業所（ときわぎ工舎）で製造されるパンを学校給食に使用し、また、平成 30 年 2 月からは、お菓子等をふるさと納税の返礼品として登録しています。また、ライフサポートファイルの作成についても作業の一部を委託しています。
- ◆短期入所については、既存の事業所に対し拡充を促すことや、新規事業所の参入について働きかけるとともに、圏域 7 市町村と連携し「地域生活支援拠点」等の整備について検討していきます。
- ◆日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する方のために、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

3. 居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

（1）事業の概要

自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用している方で、1 人暮らしへの移行を希望する方を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループ ホーム）	障害のある人を対象に、主に夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人を対象に、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

(2) 実績と見込み

居住系サービス	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
自立生活援助	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	実人／月
共同生活援助 (グループ ホーム)	8 (5)	11 (5)	11 (6)	12 (7)	12 (7)	12 (7)	実人／月
施設入所支援	6	6	6	5	5	5	実人／月

() 内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

(3) 見込量確保の方策

- ◆共同生活援助（グループホーム）については、障害のある人の地域移行を進めるために今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら、整備していくとともに、空き家など社会資源の活用を検討し、生活の場の確保を図ります。
- ◆施設入所支援については、現在本町で利用実績のある施設と連携をとり提供体制の確保を行うほか、障害支援区分の判定により、サービスを必要とする障害のある人が利用できるよう努めます。
- ◆日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障害のある人のために、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

4. 相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

(1) 事業の概要

平成24年4月より、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大されました。また、地域移行・地域定着支援が個別給付化されました。障害のある人や障害のある子どもの保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業所との連絡調整等を行うほか、サービス利用計画の作成や地域相談支援を行います。

計画相談支援	○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業所等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	○地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ○地域定着支援 居宅において単身で生活している障害のある人等を対象として、常時、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

（２）実績と見込み

相談支援	実績（令和２年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
計画相談支援	11	11	11	11	12	12	実人／月
地域相談支援 （地域移行支援）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	実人／月
地域相談支援 （地域定着支援）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	実人／月

（ ）内の数字は、精神障害者の人数の内訳となります。

(3) 見込量確保の方策

- ◆利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、長生郡市総合支援協議会を核として、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス事業所、関係機関等とのネットワーク化を進め、相談支援体制の確立を目指すとともに、入所施設や病院等との連携により、早期からの相談につなげられる体制を整備します。
- ◆ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を促進します。
- ◆千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を強化し、地域の相談支援機能の充実を図ります。

5. その他の障害福祉サービス

自立支援医療	自立支援医療は、育成医療（障害を持つ児童が生活する能力を得るために必要な医療）、更生医療（身体に障害を持つ者が更生するために必要な医療）、精神障害者通院医療（精神障害に対する医療を入院しないで受ける医療）といった公費負担医療を統合し、制度間の格差をなくし一元化したもので、障害のある人の心身の障害状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療となります。これらの医療にかかる医療費用の一部を支給します。
療養介護医療	医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障害者が医療施設からサービス（療養介護）を受けた際に、それに要した医療費用の一部を支給します。
補装具費	補装具（身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの）の購入・修理時にかかる費用を支給します。

第4節 地域生活支援事業の利用状況と見込量

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。特に生活上の相談、手話通訳等の派遣・設置、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターなど障害のある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。

さらに、市町村や都道府県が地域の実情等により自主的に取り組む「その他任意事業」を実施することにより、より効果的なサービスを提供するものです。

本町においては、今まで実施していた事業を引き続き地域生活支援事業の枠組みの中で実施し、実施していない事業については、障害のある人のニーズや課題等を勘案し、事業の実施について検討します。

1. 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

（1）事業の概要

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会障壁」を除去するため、障害者等への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

（2）実績と見込み

事業名	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	無	無	無	有	有	有	実施の有無

（3）見込量確保の方策

◆地域生活支援事業実施要綱において平成25年度に新規に追加された事業であり、地域社会の住民に対する精神障害者や内部障害者等に対する理解促進や意識啓発は、即時的な効果が出にくく難しい面がありますが、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには重要な取組であるため、令和3年度の実施に向けて検討します。

2. 自発的活動支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

障害者等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

（2）実績と見込み

事業名	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自発的活動支援事業	無	無	無	有	有	有	実施の有無

（3）見込量確保の方策

◆地域生活支援事業実施要綱において平成25年度に新規に追加された事業であり、令和3年度の実施に向けて検討します。

3. 相談支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

障害者や、障害児の保護者又は障害者等の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

障害者相談支援事業	障害のある人やその家族の相談に応じながら、福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。
地域総合支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす総合支援協議会を運営し、相談支援事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整等を行います。

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。（市町村が必要に応じて設置することができるかとされています。）
市町村相談支援機能強化事業	困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置に努めます。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

（２）実績と見込み

相談支援事業	実績（令和２年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1	箇所
地域総合支援協議会	有	有	有	有	有	有	実施の有無
基幹相談支援センター	無	無	無	無	無	有	実施の有無
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有	実施の有無
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	有	実施の有無

（３）見込量確保の方策

- ◆相談支援事業については、福祉課で実施しているほか、「長生地域生活支援センター」と「社会福祉法人九十九会」にも委託し実施しておりますが、「基幹相談支援センター」の長生圏域での設置について検討します。
- ◆周辺市町村との連携のもと、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関とのネットワーク化を図るため、中核的な役割を果たす協議の場として、長生郡市総合支援協議会で相談支援体制のあり方を検討します。

- ◆住宅入居等支援事業については、令和5年度の実施に向けて検討します。
- ◆障害者虐待事案の解決に関しては、町虐待防止等対策ネットワーク会議を活用し、関係機関との連携を図りながら迅速に対応します。

4. 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

成年後見制度の利用が有効と認められる知的又は精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

（2）実績と見込み

事業名	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
成年後見制度 利用支援事業	2	2	0	2	2	2	利用者数

（3）見込量確保の方策

- ◆高齢者分野の地域包括支援センターと連携しながら、制度の周知を図ります。

5. 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

（2）実績と見込み

事業名	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	無	有	実施の有無

（3）見込量確保の方策

- ◆地域生活支援事業実施要綱において平成25年度に新規に追加された事業であり、令和5年度の実施に向けて検討します。
- ◆町民後見のあり方については、高齢者分野の地域包括支援センターと連携しながら、調査・研究を行っていきます。

6. コミュニケーション（意思疎通）支援事業（必須事業）

（1）事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

手話通訳者派遣事業	聴覚に障害のある人がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を役場内に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

(2) 実績と見込み

コミュニケーション (意思疎通) 支援事業	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
手話通訳者 派遣事業	0	1	1	1	1	1	利用者数
	0	3	3	4	4	4	延利用件数
要約筆記者 派遣事業	0	0	0	0	0	1	利用者数
	0	0	0	0	0	1	延利用件数
手話通訳者 設置事業	0	0	0	0	0	0	設置者数

(3) 見込量確保の方策

- ◆手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に委託し、実施します。
- ◆手話通訳者の設置については、現在のところ見込まないことにしました。今後の状況に応じて検討していきます。

7. 日常生活用具給付等事業（必須事業）

(1) 事業の概要

重度の障害者・児を対象に、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与します。用具の種類は下記のとおりです。

用具の名称	内 容
介護・訓練 支援用具	障害者等の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等の用具
自立生活 支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通 支援用具	点字器や人工喉頭等その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理 支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
住宅改修費	手すりの取付けや床段差の解消など、障害者等の居宅生活動作等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の助成

(2) 実績と見込み

日常生活用具 給付事業	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
介護・訓練 支援用具	1	0	1	1	1	1	給付件数
自立生活 支援用具	3	1	1	1	1	1	給付件数
在宅療養等 支援用具	1	1	0	1	1	1	給付件数
情報・意思疎通 支援用具	0	0	0	1	1	1	給付件数
排泄管理 支援用具	77	84	102	108	110	112	給付件数
住宅改修費	0	0	0	1	1	1	給付件数

(3) 見込量確保の方策

- ◆日常生活用具給付等事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- ◆安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

8. 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

(1) 事業の概要

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙^{こい}及び手話表現技術の習得者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

（２）実績と見込み

事業名	実績（令和２年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
手話奉仕員養成 研修事業	1	3	2	2	2	2	受講見込者数

（３）見込量確保の方策

◆平成 27 年度から圏域 7 市町村共同で、2 年間の手話養成講座を実施しています。令和 2 年 11 月現在、奉仕員として 3 名が登録しています。引き続き事業を実施します。

9. 移動支援事業（必須事業）

（１）事業の概要

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害児を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を行います。本町では、個別支援型のサービスを提供します。

また、社会福祉協議会で実施する福祉有償運送も条件により利用できます。

（２）実績と見込み

事業名	実績（令和２年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
移動支援事業	4	4	2	4	4	5	実人／年
	443	452	333	412	412	442	延利用時間

（３）見込量確保の方策

◆本事業の周知を図り、実施事業所の充実に努めます。

10. 地域活動支援センター事業（必須事業）

（１）事業の概要

地域活動支援センター事業は、障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターを設置し、障害のある人に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。

また、地域活動支援センターでは上記の基礎的な事業を行うとともに、施設の類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の３種類）に応じて、次のような各種訓練等を実施します。

地域活動支援 センターⅠ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援 センターⅡ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 (旧体系のデイサービス事業所、小規模通所授産施設、心身障害者小規模作業所等の移行を想定)
地域活動支援 センターⅢ型	小規模作業所などの移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績をおおむね５年以上有し、安定的な経営が図られていることが移行の要件となります。(心身障害者小規模作業所、精神障害者共同作業所等の移行を想定)

（２）実績と見込み

地域活動支援 センター事業	実績（令和２年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
Ⅰ 型	1	1	1	1	1	1	箇所
Ⅱ 型	0	0	0	0	0	0	箇所
Ⅲ 型	0	0	0	0	0	0	箇所

(3) 見込量確保の方策

- ◆地域活動支援センターⅠ型については、「長生地域生活支援センター」に相談支援事業等をあわせて委託しています。
- ◆地域活動支援センターⅡ型及びⅢ型については、圏域にはありませんので見込まないことにしました。

11. その他の地域生活支援事業（任意事業：町が自主的に取り組む事業）

(1) 事業の概要

任意事業は、その地域の資源や特性などの実情により、町が自主的な判断により実施することができる事業で、障害福祉サービス、地域生活支援事業の必須事業と組み合わせて実施することにより、効果的なサービス提供が可能な事業です。

訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者及び、身体障害者更生援護施設に入所している障害者で、利用者負担額の生じない障害者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、知的障害者の福祉の向上を図ります。
日中一時支援事業	在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障害のある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害のある人の就労など社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

(2) 実績と見込み

任意事業	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
訪問入浴 サービス事業	1	2	2	2	2	2	人数
更生訓練費給付 事業	0	0	0	0	0	1	人数
知的障害者職親 委託制度	1	1	1	1	1	1	人数
日中一時支援 事業	4	5	2	4	4	5	人数
自動車運転免許 取得・改造助成 事業	0	0	0	1	1	1	人数

(3) 見込量確保の方策

- ◆任意事業については、引き続きその事業水準を保てるように事業を実施します。
- ◆日中一時支援事業については、新規事業所の参入を働きかけていくなど、身近な地域で支援を受けられるようサービス提供基盤の充実に努めます。
- ◆今まで実施していない事業についても、必要に応じて近隣市町村と連携し、サービス事業所及び県など関係機関と協議の上、事業実施に向けて検討します。

第5節 成果目標

第6期障害福祉計画に定める成果目標については以下のとおりです。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区分	現状値	目標値
令和元年度末時点の入所者数	6	
令和5年度末時点の入所者数		5
地域生活移行者数		1
地域生活への移行割合		16.6%
施設入所者の削減数		1
施設入所者の削減割合		16.6%

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	現状値	目標値
令和5年度末まで、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置		1

3. 地域生活支援拠点等の整備

区分	現状値	目標値
令和5年度末まで、地域生活支援拠点の整備数		1

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

区分	現状値	目標値
令和元年度一般就労移行者数	1	
令和5年度一般就労移行者数		2
就労移行支援	1	1
就労継続支援A型	0	0
就労継続支援B型	0	1

(2) 就労定着支援事業

区分	現状値	目標値
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者割合		7割以上
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数		7割以上

5. 相談支援体制の充実・強化等

区分	現状値	目標値
令和5年度末まで基幹相談支援センターの設置		1

圏域もしくは市町村単独での設置を検討します。

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区分	現状値	目標値
千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数		1人／年
令和5年度末まで障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果等を事業所と共有する体制の構築		1

既存の障害者総合支援協議会の各部会を活用し、上記体制の構築を図る。

7. 発達障害者等に対する支援

区分	現状値	目標値
令和5年度末までペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数		2
令和5年度末までペアレントメンターの人数		1
令和5年度末までピアサポート活動への参加人数		1

各種の研修や講習案内、ピアサポート活動の情報提供を行います。

第3章 第2期障害児福祉計画

第1節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本方針

障害児福祉計画は、次の6つの基本方針に基づいて推進します。

1. 身近な場所で提供する体制整備

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。

同法に基づく教育・保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

2. 地域支援体制の構築

- (1) 障害児通所支援等について、障害種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な場所で提供できるように、地域における支援体制整備を図ります。
- (2) 児童発達支援センターについては、圏域において、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。
- (3) 障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図っていきます。

3. 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- (1) 障害児通所支援の体制整備にあたっては、認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策と連携し、また、障害児の早期の発見及び支援を進めるため、母子保健施策との連携を図ります。庁内においても福祉課、健康保険課、教育課との連携体制を確保します。
- (2) 障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、庁内においても福祉課、健康保険課、教育課との連携を推進します。
- (3) 上記の連携に際しては、ライフサポートファイルを活用した切れ目のない支援を推進します。

4. 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が認定こども園、放課後児童健全育成事業、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

5. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

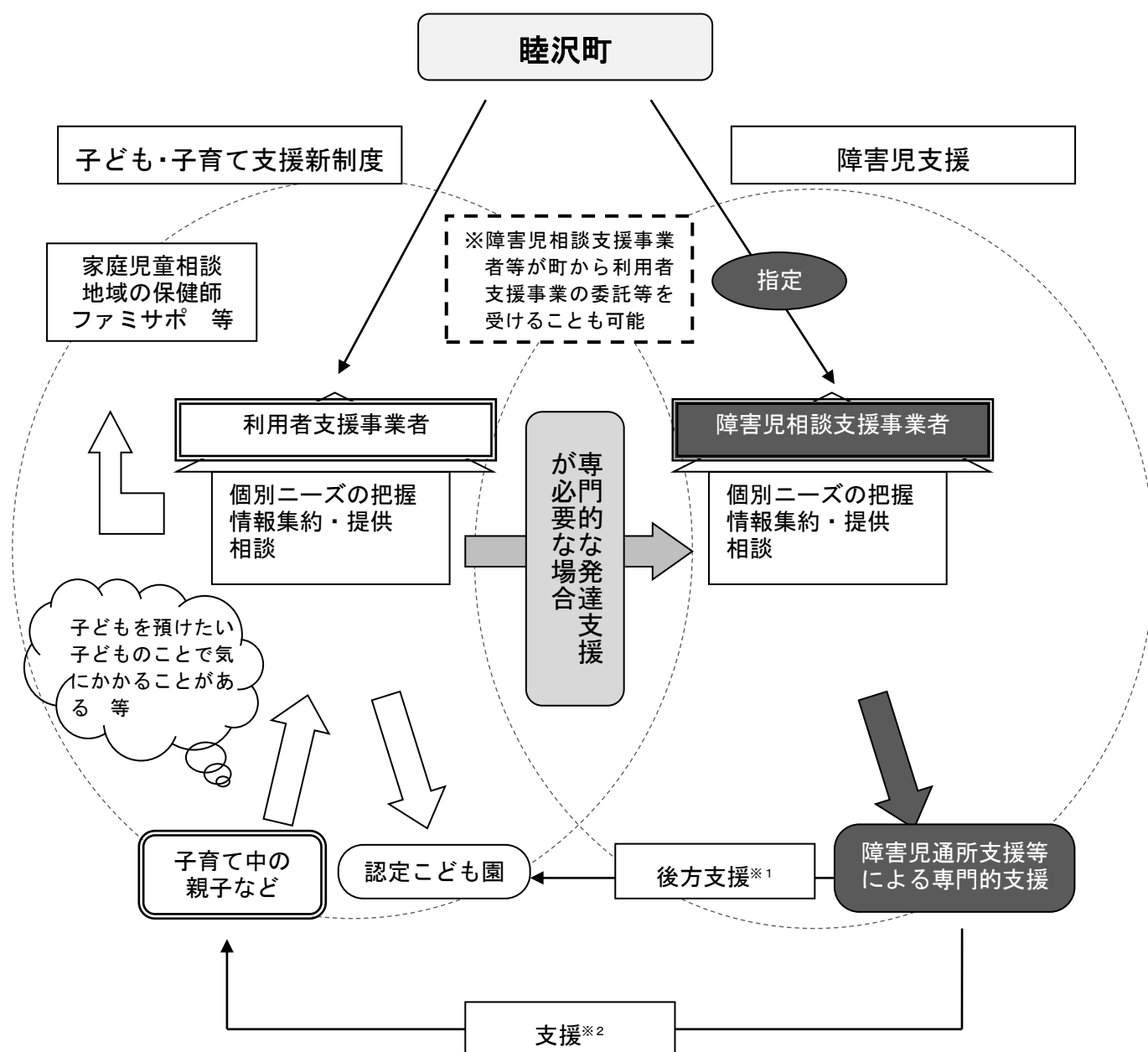
- (1) 医療的ケア児について、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図ります。
また、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築するものとします。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していきます。

- (2) 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるように、地域での支援体制の充実を図ります。
- (3) 強度行動障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- (4) 虐待を受けた障害児等に対しては、心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

6. 障害児相談支援の提供体制の確保、子育て世代包括支援センターとの連携

障害児相談支援は、障害の疑いの段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障害者の相談支援と同様に、障害児の相談支援についても、令和2年度に福祉課内に設置された子育て世代包括支援センターとの連携を図りながら、質の確保と向上を目指して、支援提供体制の構築を図るものとします。

【障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度との連携推進イメージ】



※¹：保育所等訪問支援、児童発達支援事業所等が保育所等と連携して作成する個別支援計画、障害児等療育支援事業、巡回支援専門員整備の活用。

※²：障害児等療育支援事業（自宅訪問による療育指導）の活用。

第2節 障害児支援サービスの利用状況と見込量

1. 事業の概要

平成24年度から児童福祉法の改正により障害児の支援体制が改められ、「障害児通所支援」として規定され、市町村が実施主体となりました。（障害児の入所支援については引き続き都道府県が実施）

また、障害児の相談支援についても、町が指定する「指定障害児相談支援事業所」が、障害児支援利用計画（障害者の計画相談支援に基づくサービス等利用計画に相当）を作成することになります。

サービス項目	サービス内容
障害児相談支援	○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業所等との連絡調整などを行います。
児童発達支援	身体・知的・精神（発達障害を含む。）の障害児及び難病を持つ児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障害児に対し、国が指定する医療機関に通所し、上記児童発達支援の内容及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を継続的に行い、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障害児に対して、保育所等を訪問することにより集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。

2. 実績と見込み

日中活動系 サービス	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
短期入所 （福祉型） 【障害児のみ】	0	0	0	10	20	20	延人日／月
	0	0	0	1	2	2	実人／月
短期入所 （医療型） 【障害児のみ】	0	1	0	1	1	1	延人日／月
	0	1	0	1	1	1	実人／月

障害児支援	実績（令和2年度は実績見込）			見込み			単 位
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
障害児相談支援	2	3	3	3	3	3	実人／月
児童発達支援	0	7	19	10	10	10	延人日／月
	0	2	3	2	2	2	実人／月
医療型 児童発達支援	0	0	0	0	0	0	延人日／月
	0	0	0	0	0	0	実人／月
放課後等 デイサービス	101	103	114	114	125	125	延人日／月
	8	9	10	10	11	11	実人／月
保育所等 訪問支援	0	1	1	2	4	4	延人日／月
	0	1	1	1	2	2	実人／月
居宅訪問型児童 発達支援	0	0	0	0	0	1	延人日／月
	0	0	0	0	0	1	実人／月

3. 見込量確保の方策

- ◆地域の児童発達支援センター等との連携を図り、障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられるようサービス提供基盤の充実に努めます。また、周辺事業所の新規参入も働きかけます。
- ◆障害児の支援については、町の関係各課及び関係機関との連携を密にし、子ども・子育て支援事業計画との連携を図り、きめ細かな支援ができるよう推進していきます。
- ◆療育支援コーディネーターを活用し、障害児支援の充実に努めます。

第3節 成果目標

第2期障害児福祉計画に定める成果目標については以下のとおりです。

1. 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

(1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、子育て世代包括支援センターと児童発達支援センターの連携強化を図ります。

(2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援をさらに充実するため、様々な機会を捉えて障害児の早期発見や早期の支援に繋がる体制を構築します。

2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、令和5年度末までに、圏域での設置を前提に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けた検討を進めます。

3. 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置に努めます。

また、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向け長生圏域で協議していきます。

区分	現状値	目標値
令和５年度末まで、児童発達支援センターの設置数	1	1
令和５年度末まで、保育所等訪問支援利用者数	1	2
令和５年度末まで、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数		1
令和５年度末まで、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数		1
令和５年度末まで、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数		1
令和５年度末まで、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		1

第4章 計画の推進にあたって

1. 推進体制の整備

長生郡市総合支援協議会を中心として、圏域市町村、サービス提供事業所、関係機関等と連携し、協働して計画を推進する体制の整備に努めます。

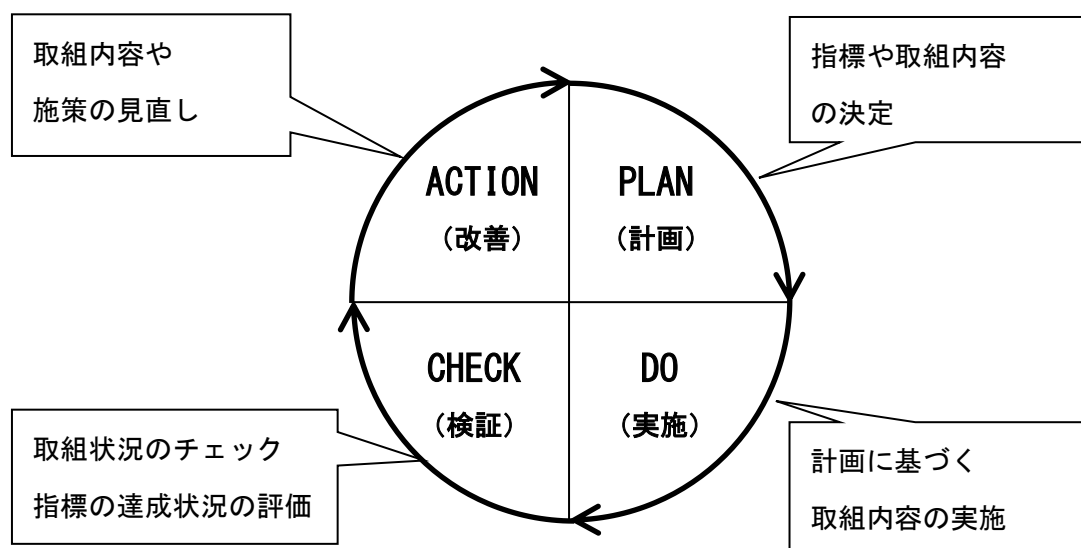
2. 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供

サービス内容や利用の手続き等の情報を、町の広報紙やホームページ等を通じて情報提供を図るとともに、より一層障害者施策の普及啓発に努めます。

3. 計画の評価・管理

年度ごとに本計画の達成状況を、PDCAサイクルの手法により点検・把握し、評価を行うとともに、その結果については睦沢町障害者計画推進協議会に報告し、意見等を求め、計画の推進に活かしていきます。

また、町の他の計画等に変更があった場合は、適宜見直しを行います。



※PDCA：P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（検証）、A c t i o n（改善）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

睦沢町障害者計画 (平成 30 年度～令和 5 年度)
第 6 期障害福祉計画 (令和 3 年度～令和 5 年度)
第 2 期障害児福祉計画 (令和 3 年度～令和 5 年度)
令和 3 年 3 月

発 行：睦沢町

編 集：睦沢町 福祉課

〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1

TEL：0475 (44) 2504

FAX：0475 (44) 2527

ホームページ <http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/>